

公 告

「令和7年度舞鶴フリースタ（仮称）」において、模擬店を設置し、経営を行う業者を下記のとおり募集いたします。

記

1 応募資格

- (1) 令和5・6・7年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上若しくは同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2 出店日

令和7年7月26日（土）

3 出店場所

京都府舞鶴市字北吸小字北宿1059番地（海上自衛隊舞鶴造修補給所）

京都府舞鶴市字北吸小字糸1052番地（海上自衛隊舞鶴地方総監部北吸係留所）

4 募集業種

食品・飲料販売・物品販売（自衛隊イベントに相応しい品目）

5 募集要領の配布等

期間内に募集要領の受領及び説明を受けられない業者は、応募不可とさせていただきます。

(1) 期 間

令和7年3月3日（月）～3月28日（金）

ただし、土日祝日は除く9時～16時（12時～13時を除く。）

(2) 申し込み締切日時

令和7年4月4日（金）1600（郵送の場合は、4月4日必着）

(3) 選考結果の通知

書類選考による総合的審査の上、出店業者を決定後、令和7年4月18日（金）に舞鶴地方隊ホームページ上で発表予定です。

6 お問い合わせ先（申請書提出先）

〒625-8510 京都府舞鶴市余部下1190

海上自衛隊舞鶴地方総監部管理部厚生課（担当：岩崎）電話 0773-62-2250（内線 2313）

7 その他

細部については、募集要領に記載します。

「令和7年度舞鶴フリートフェスタ（仮称）」における模擬店募集要領

募 集 要 領

1 概 要

「令和7年度舞鶴フリートフェスタ（仮称）」における模擬売店等（キッチンカーを含む。）の設置及び経営を行う業者を次のとおり募集する。

2 応募資格

- (1) 令和5・6・7年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上若しくは同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 実施日時等

(1) 実施日

令和7年7月26日（土）

注：天候等の状況により、日程の変更及び中止になる場合がある。

(2) 販売時間

9時から15時30分（基準）

(3) 店舗設置予定場所（別図のとおり。）

ア A区画（飲食販売（キッチンカー））（最大14店舗）

京都府舞鶴市字北吸小字北宿1059番地（海上自衛隊舞鶴造修補給所）

イ B区画（飲食販売（テント））（最大16店舗）

京都府舞鶴市字北吸小字糸1052番地（海上自衛隊舞鶴地方総監部北吸係留所）

ウ C区画（物品販売）（最大10店舗）

京都府舞鶴市字北吸小字糸1052番地（海上自衛隊舞鶴地方総監部北吸係留所）

4 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づき、行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置区画

以下の各区画に定められた寸法以内に設置することとし、企画提案書に記載した寸法により細部を調整する。

ア A区画

奥行5m×幅7m

イ B区画

奥行5m×幅6m

ウ C区画

奥行5m×幅6m

(3) 出店位置

運業者決定後、実行プロジェクトにて決定する。(抽選は実施しない。)

(4) 説明会

4月23日(木)～25日(金)の予定とし、いずれか1日に参加されたい。

(5) その他

別添仕様書のとおり。

5 販売品目等に係る注意事項

(1) 飲食販売

ア 実施日に有効な保健所(京都府に限る)の営業許可証を保有していること。

イ 販売可能な食品は、食品衛生法に基づくキッチンカー(露店)営業の範囲内とする。

ウ 酷暑対策のため、飲料(ペットボトルを含む)を販売すること。

エ 飲酒を目的とした酒類(ノンアルコールを含む)の販売は禁止する。

オ 変質・腐敗するような生ものの販売は禁止する。

カ 容器がビンの飲料等の販売は禁止する。

キ 実施日に有効な生産物賠償責任保険に加入していること。

(2) 物品販売

ア 土産品等で変質・腐敗するような生ものの販売は禁止する。

イ ミリタリーグッズ等でサバイバルナイフ等の刃物、モデルガン及び弾薬・爆弾等の模造品の販売を禁止する。

ウ 玩具等でラジコンヘリコプター、ドローン等飛行する物及びスピードくじ等の販売は禁止する。

6 募集要領の配布期間等

令和7年3月3日（月）から3月28日（金）まで

ただし、土、日、祝祭日を除く9時から16時まで（12時から13時を除く。）

7 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、下記アに示された提出書類を作成し、イの提出先に、ウの提出期間内に持参又は到着するよう郵送すること。

なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙様式第1）

(イ) 関係書類各1部

公募の参加に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

a 業務確約書（別紙様式第2）

b 防衛省競争参加資格を証明する書類の写し（bがある場合はc及びdは不要）

c 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）※発行後3か月以内のもの）

d 納税証明書

e 営業許可証の写し

(ウ) 企画提案書（別紙様式第3）

以下の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

a 店舗名（パンフレット等に表示される名称）

b 出店区画

c キッチンカー（テント）のサイズ

d 販売予定商品・販売価格

e 従業員管理及び人員配置

f ゴミ・廃棄物の処分方法

g 使用器具及び器材（発電機、プロパンガス等）

h 衛生管理方法

i クレーム等が発生した場合及び事故が発生した場合の対処方法

j 生産物賠償責任保険への加入の有無

イ 提出先

〒625-8510 京都府舞鶴市字余部下1190

海上自衛隊舞鶴地方総監部管理部厚生課（担当：岩崎）

電話0773-62-2250（内線2313）

ウ 提出期限

令和7年4月4日（金）まで

ただし、土、日、祝祭日を除く9時から16時まで（12時から13時を除く。）

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

(4) 応募予定業者に対する説明

募集要領配布時に実施する。

8 選考の方法

企画提案書等に基づく総合的審査の上、選考により決定する。

舞鶴地方総監部ホームページ上で発表する他、決定した運営業者のみに通知する。

9 業者決定日

令和7年4月18日（金）予定

10 業者決定後の提出書類

模擬店の設置及び経営を行う業者として決定された者は、次の書類を提出期限までに持参又は郵送で提出する。

(1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書

イ 役員名簿

ウ 誓約書

エ 使用器具及び器材等の配置図（様式適宜）

(2) 提出先

応募手続きと同じ。

(3) 提出期限

令和7年5月9日（金）16時45分まで。

令和 年 月 日

申 請 書

海上自衛隊
舞鶴地方総監 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

担当者名：
電話番号：
FAX 番号

「令和7年度舞鶴フリートフェスタ（仮称）」において、模擬店の出店を希望するので、別添のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを記入して下さい。

令和 年 月 日

業 務 確 約 書

海上自衛隊
舞鶴地方総監 殿

「令和7年度舞鶴フリートフェスタ（仮称）」における模擬店の応募に関し、
募集要領及び仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

法人・個人の別 法人 ・ 個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを記入してください。

「令和7年度舞鶴フリートフェスタ（仮称）」企画提案書

商号又は名称			
店舗名	※パンフレット等に表示される名称を記入		
出店区画		A区画（キッチンカー）	
		B区画（テント）	
		C区画（物品販売）	
キッチンカー（テント）の サイズ	（奥行）	m×（幅）	m
販売予定商品・販売価格	商品名	販売価格	
従業員管理及び人員配置			
ゴミ・廃棄物の処理方法			
使用器具及び器材	発電機		台
	プロパンガス	kg	本
	その他（ ）		台
衛生管理方法			
クレーム等があった場合 及び事故等が発生した 場合の対処方法			
生産物賠償責任保険 への加入の有無	有	無	

仕 様 書

1 業務件名

模擬店（キッチンカーを含む。）の設置及び経営

2 業務内容

食品・飲料・物品販売（自衛隊に相応しい物品）及び経営業務

3 相手方の決定

本業務を行う者については、海上自衛隊舞鶴地方総監（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

（1）本業務を行う者は、設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

（2）国有財産の使用許可は、近畿中部防衛局長（以下「乙」という。）が行う。

（3）次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違反したとき。

イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。

ウ 国において使用物件を必要とするとき。

エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（4）乙が使用許可を取消したとき又は使用期間が満了したときは、丙は自己の負担で乙の指定する期日までに、使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、乙が特に承認したときは、この限りでない。

（5）丙が原状回復の義務を履行しないときは、乙は、丙の責任においてこれを行うことができる。この場合、丙は、乙に異議を申し立てることができない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に模擬店等及び後記の空容器回収箱（ゴミ箱等）設置に係る面積に応じた国有財産使用料を指定された期日までに歳入徴収官へ支払うこと。国有財産使用料は、決定後、別送される。

参考：令和6年度国有財産使用料 1平方メートルあたりおおむね日額2円（消費税込）

7 設置場所

設置場所については、国有財産使用許可書において、乙が指定するものとする。

8 使用許可日

令和7年7月26日（土）

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において、使用許可を受けた国有財産及び自己の営業に要する物品（付属する電気機器、ゴミ箱等を含む。）を管理し、火災、地震、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙の従事者は、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及びその担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上

知りえた甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務違反及びその他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 業務仕様

(1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容については、甲の了解なく変更しないこと。

ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。

(2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

(3) 設置にかかる費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

(4) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。

(5) 販売商品の選定に当たり、消費者の需要が高い商品の提供に努めるものとする。

(6) 丙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。

(7) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、販売すること。

(8) 丙は、本業務に要する設置、撤去及び光熱水料のほか、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。

なお、電気、調理用水などの販売に必要なものはすべて丙が用意するものとする。

(9) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。

(10) 丙は、設置場所及び周辺で発生する業務上の廃棄物等は責任をもって処理し、回収した廃棄物等は法令に定めるリサイクル処理に努めるとともに、廃棄物の搬出入及びその方法については、担当職員の指示に従うこと。

(11) 丙は、売上金額を当日16時までに、担当職員に報告すること。

(12) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。

(13) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒等）が発生した場合には、担当職員に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む。）に従わなければならない。

- (14) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (15) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意又は過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (16) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。
- (17) 施設内はすべて禁煙とし、丙は甲の喫煙ルールに従うこと。

15 情報公開

本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、同法第5条第2項に該当する情報を除き開示するものとする。

16 その他

- (1) 甲は、備品等の貸付を行わないため、丙の負担により準備すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙との間で協議する。

配 置 図

